

- 2 老人福祉センター管理運営

【議事内容】

< 所管課からの説明 >

< 主な質疑 >

(枚本委員)

現在の指定管理者（財団法人堺市福祉サービス公社）以外の公募はあったか。
公社の職員配置はどうなっているのか。

(所管課)

公社本体の職員数は、175名。そのうち、老人福祉センターに係る部分は、47名。
175名の内訳は、市からの派遣が12名でそのうち10名は地域包括支援センターに関わっている。その他多くは非常勤など。
指定管理者の応募数は、公社を含めて4社あった。

(岸本委員)

指定管理者を決定する際の審査基準、配点はどうなっているのか。それは誰がどのように決めたのか。

(所管課)

配点については別添資料のとおり。
前回の選定委員には、公認会計士、学識経験者、利用者代表、市の職員が入っていた。
次回の選定では、全て外部の方が委員になる。
審査基準は、公募前に選定委員に検討していただいている。

(枚本委員)

市から派遣されている職員のうち、理事は何人程度いるのか。
利用者数の把握は、利用証の発行数でみているのか。

(所管課)

10名の理事のうち、2名が市のOB、1名が高齢福祉課長。
理事会の幹事として、所管課の職員が1名いる。
利用者数は、利用証の発行数で把握している。

(田中委員)

委託管理料と管理費用との相関関係はどうなっているか。

市の老人福祉政策として、利用の公平性は保たれているとの認識か。

適正な利用者数はもともと設定していたのか。

(所管課)

利用者の増減によって費用が変わるのは、お風呂の利用者の増減によって光熱費等が多くなるか少なくなるかの程度。

利用者について目標は、設定していなかった。年齢要件しか定めていなかったなので、市としてもどれだけ利用者が来るのかは予想できなかった。

(西垣委員)

利用者の住所地について調査はしているか。

(所管課)

調査は行っていない。利用に関して、住所についての限定はしていない。

(西垣委員)

入浴で今までに事故はなかったか。

(所管課)

救急車の要請は昨年度で8件あった。

(司会)

事故に関して指定管理者から市に対して報告義務があるものは何か。

市に報告すべき事故はなかったか。

(所管課)

重大事故はなかった。

(枚本委員)

何人ぐらいまでが利用できるのか、という数字はあるか。

(所管課)

いっぺんにまとめて利用されると、すごい状態になる。ただ、普段いつもいっぱい、というわけではない。したがって、目標数値が立て難いというところはある。

(枚本委員)

入浴、レクリエーションなどのうち、利用者の最も多い形態は何か。

(所管課)

入浴の利用状況は全体の 6 割。その他は教室への参加など。

(司会)

利用目的が何かによって、このセンターの位置づけも変わるということ。

(西垣委員)

資料にあるとおりの効果があがっているのであれば、もう少し P R が必要。

また、7 箇所という規模が妥当か、あるいは規模を縮小するのがいいのか検討したことはあるか。

(所管課)

65 歳以上の人口の 7% が利用している。決して少ない利用者ではない。P R についても、促進していくべきと考える。

事業を拡大することについても検討しているが、経費不足で踏み込めていない。

(西垣委員)

センターの増加は工夫の一つとして考えていいのではないか。

また、入浴を外すとコスト削減になる。外部の浴場で入浴する際の入浴料を補助するということも考えられるのではないか。

(所管課)

入浴料への補助については、月 1 回の無料入浴を実施している。

(司会)

事業の必要性について、利用が偏っていないか、公平性の観点が大きな論点。次に、実施主体として指定管理者でよいのか。選定方法は妥当か。さらに、規模の適切性、入浴にかかる類似事業との関連などによる活動内容の絞り込み等が論点となる。

(福田委員)

各センターの管理者を一括で指定しているので、すべての地域でサービスが同じになっているのではないか。

7分割で公募するなど、地域のニーズに合わせたサービスを実施すべき。
指定管理者制度を導入するにあたり、公社が指定されるのは市民感情として納得できないのではないか。

(所管課)

いくつか分割して管理者を指定することを検討中である。
公平性については、誰でも使いたいときに使えるように、リピーターに対して利用制限をかけるべき施設かという、そういうことではない。
管理者の指定については、市民に疑われないように全て公開する。

(福田委員)

現状は民間でもできることを公社が受けているとなると、民間を育てない環境を公社が作っているのではないかという趣旨。民間が参入していくために、福祉公社のあり方について考えた方がいいのではないか。

(所管課)

実際に公社が管理した方がいいのか、現在議論をしているところである。

(枚本委員)

活動内容をみるとレクリエーション活動がほとんどのようだが、子ども達との交流など、高齢者が社会の現役の一員として活動できる要素がもっと必要ではないか。

(所管課)

老人福祉センターの位置づけとしては、世代間交流の実施は考えられる。指定管理者の選定の中で提案してもらうことになる。
レクリエーション活動中心がいいのかどうかではなく、何に重きを置くかということを考えていきたい。

(岸本委員)

指定管理者の選定基準をみると、金額の項目に高く配点されている。低い金額で高い得点となるが、選定方法に問題はないか。

(所管課)

選定方法については、配点も含め、選定委員に検討していただく予定である。

(西垣委員)

センターとしては、高齢者の相談事業の充実が検討されるべきではないか。
個別の効果検証が必要と考える。

(所管課)

効果の検証方法については検討していきたい。

(田中委員)

指定管理者が指定管理から外れた場合は剰余金の扱いはどうなるのか。

(所管課)

剰余があっても不足があっても、管理者負担となる。
経費削減の効果を市に返納することになれば、民間企業の参加意欲がなくなる。

(田中委員)

年度ごとの経営評価を考慮すべきではないか。

(所管課)

年度ごとに見直しながら指定管理料を設定している。

<評価>